

## マジョリティを相対化する (2)

### 小笠原諸島と日本

石原 俊

(千葉大学、地域社会学・歴史社会学)

E-mail. shun19740404@yahoo.co.jp

### 0 はじめに

- \* 小笠原諸島、あるいは、ボニン諸島 Bonin Islands、無人嶋<sup>ぶにん</sup>、小笠原島...
- ・ 長らく「無人島」、すべての住民が移住者とその子孫。
- ・ 1830年代～1870年代に国家の法の外部。
- ・ 移住者の使用言語がきわめて多様。また島の内部で発達した言語の複雑な構成。
- ・ 日本帝国の敗戦後の約23年間、アメリカ合衆国の施政権下に置かれていたこと。

### 1-1 忘却に抗して

\* 「王政復古の大号令」(1867)の時点で対外的に認知されていた「日本」の範囲：本州・九州・四国 3島とその近辺の島々のみ

- \* 現在の日本国家や教科書が「旧植民地」とみなす範囲：日清戦争(台湾島占領)以降の占領地域
- ・ 日清戦争以前に日本帝国の排他的な法がある程度定着していた、北海道・小笠原諸島・沖縄諸島など現在の日本国の範囲。
- ・ 「北海道開拓」「小笠原島回収」「琉球処分」:「固有の領土」(!)の一部であった土地を当然のこととして回復したかのような語彙。

\* さらに深刻な問題：現在の日本国内における小笠原諸島(の経験)の忘却

例)『岩波講座 近代日本と植民地』(1992～93刊、全8巻)の第1巻「植民地帝国日本」の構成

- ・ 「沖縄」「北海道」「千島列島」「樺太」に1章分ずつ。
- ・ 「小笠原」には1節すら割かれず。

\* 確認すべき問題

- (1)日本帝国が北海道・千島列島・沖縄諸島などの島々を巻き込んでいった、19世紀後半の一連のプロセスの中に、小笠原諸島の占領も位置づけられるべきこと。
- (2)小笠原諸島には、日本帝国による本格的な占領が始まる以前から、世界各地を出自とする多様な人びとが移り住んでいたこと。

### 1-2 “一様な多様性”に抗して

(1)島々をみる視線：日本帝国やその後継国家である日本国の中で形作られてきた、地政学的な視点。

- ・ 「中心」に対する「周縁」
- ・ 「本州」「内地」に対する「離島」...

「日本社会と日本人を見直すという試みは、日本社会の内なる異質性を収集し羅列することでは実を結ばない」(新原道信)

## (2)島々からみる視線

- ・ こんにち「日本」と呼ばれている領域を、<島々>としてみることを通して、「日本」を前提にして語られる、さまざまな枠組みそのものを、揺るがしていくこと。
- ・ 小笠原諸島という場所：「日本」という名を冠する国家、わたしたちが「日本」と呼ぶ領域が、海と島々に生きる人びととの間に、不断の緊張関係をもって成り立ってきたことを、顕わにする場所。  
「“一様な多様性”に還元されないものの見方」(新原)

## **2 移動民の島々の生成と発展 日本帝国による占領まで**

\* ジャパン・グラウンド Japan Ground という領域(日本帝国の国境を前提とする「日本海」「日本列島」などの語彙)

\* ジャパン・グラウンドへの捕鯨船の拠点としての小笠原諸島 Bonin Islands

- ・ 野菜・果物・穀物・芋類の栽培、家畜家禽類の飼育・放し飼い、ウミガメ漁。
- ・ 交易：寄港船に対する生鮮食品の販売。

\* 寄港地としての発展：閉じられた船上と外部世界の回路

- ・ 世界各地の出身者。
- ・ 入植者、漂流者、逃亡者、掠奪者...
- ・ 船舶のメンテナンス、薪水補給、接触、交易(性的労働の売買を含む)...
- ・ 船上(労働)からの離脱、船上(労働)へのリクルート。

\* 移動民：その生が定住を軸として形作られていない人びと

- ・ 「ビーチコーマー beach comber」「ショールー shoaler」「シーズナー seasoner」：島々への寄留と捕鯨船での移動を繰り返す、自称「白人」。
- ・ 「カナカ kanaka」：捕鯨船などにリクルートされた、太平洋の島々の「原住民」。

\* 移動民の島々としての小笠原諸島

- ・ ジャパン・グラウンドを往来する移動民が主導する、自律的な社会的・経済的实践の結節点。
- ・ 主権国家の法の外部。

\* 「ジョン万次郎」という存在(参考文献)

- ・ 文明国=帝国の発展の基礎となる知の移入者。
- ・ 船上の雑多な「原住民」(=「カナカ」)の一員。

## **3 国家とわたりあう実践 占領開始から世紀転換期まで**

\* 日本帝国による本格的な占領開始：明治政府、蒸気軍艦・明治丸で小笠原諸島に官吏団を派遣(1875.12.)

\* 世界各地からの移住者を、なし崩し的に国家の法に組み込んでいくこと

- ・ 永住許可と引き換えに「受書」へのサイン：「私輩父島(母島)ノ住民共日本政府ノ保護ヲ請且後來此島に発令アルヘキ法度規則ヲ遵守致ス可ク候」
- ・ 明治政府は欧米諸帝国の公使に向けて、小笠原諸島に対する法の発動を通告(1876.10.):「小笠原島規則」「小笠原島港規則」「小笠原島税則」。

・永住を許された「外国人」を、説諭と命令によって日本帝国臣民に編入（1882完了） 「外国人」から「帰化人」へ。

- \* 日本帝国の例外領域としての小笠原諸島：「外国」出身者の越境的な経済活動を引き続き容認。
- ・小笠原諸島における「外国船」の自由な入港。
- ・「外国」籍の船員の自由な上陸。
- ・上陸した「外国船」乗組員と移住者との自由な接触や商取引。
- ・「外国船」の入港税、「外国船」乗組員と移住者の交易に対する関税など、無課税。

\* 越境的な交易の展開

- ・「外国」出身者（の子孫）が主導。
- ・言語コミュニケーション上の優位。

表1：小笠原諸島への「外国船」入港数（延べ回数）

年	1877	1878	1879	1880	1881	1882	1883	1884	1885	1886	1887
回数	3	6	3#	4	8	3	5	8#	8	4	3
年	1897	1898	1899	1900							
回数	1	0	1	2							

#：このほか、港外に碇泊して移住者から食糧を購入した事例が1。

\* 越境的な漁労の展開

- ・「外国」籍のラッコ猟船やオットセイ猟船に、銃手などとして季節雇用。
- ・小笠原諸島の「外国」出身者（の子孫）のうち男性の大部分が、オホーツク海やベーリング海方面へと毎年移動 「帰化人」=日本帝国臣民が、アメリカ合衆国・ロシア帝国・日本帝国自身の「国境侵犯」に加担。
- ・好待遇・高収入 捕鯨船上で培われたボート操縦の技法、島の陸上における狩猟を通して培ってきた射撃の技法、近海での漁において培ってきたカヌー操縦の技法...

\* 「内地」の島々からの殖民開始（1877～）

表2：小笠原諸島の人口

年	1875	1880	1885	1890	1895	1900	1905
人口	71	357	531	2004	4018	5550	3899
年	1910	1915	1920	1925	1930	1935	1940
人口	4521	5261	5546	5818	5742	6729	7361

\* 「内地」出身者の経済活動

- ・明治政府の勤農政策の文脈。
- ・甘蔗栽培と製糖の定着（「外国」出身者（の子孫）はほとんど関与せず）。

\* 「外国」出身者（の子孫）が主導する経済活動

- ・ジャパン・グラウンドで培われた労働の技法（言語的能力を含む）
- ・日本帝国のバックアップの下で進められた殖民政策や勤農政策から、自律的に展開。
- ・日本帝国の法との緊張関係をもちながらも、国家に対して越境的に展開。

#### 4 切り縮められる諸実践 世紀転換期から強制疎開まで

\* 日本帝国の国境の再編に伴う法の改変

・「外国人」船員の上陸を原則として禁じる法的措置（1890～） 「外国」出身者（の子孫）が携わってきた越境的な交易活動が縮減。

・オットセイの海上捕獲を全面的に禁止する<sup>オットセイ</sup>鯨豚保護条約が締結（日・露・米・英、1911） ラッコ・オットセイ猟船への出稼ぎが終息。

\* 「外国」出身者（の子孫）の相対的困窮化

・「外国」出身者（の子孫）と「内地」出身者（の子孫）の生計の状態が、相対的に逆転（1920年前後～）。  
・「外国」出身者（の子孫）が、従来から培ってきた労働の技法を活かせるほぼ唯一の領域 近海での零細漁業。

\* 小笠原諸島の要塞化・秘密基地化

・第一次大戦後の太平洋をめぐる軍事的・地政学的緊張の前線。  
・要塞地帯法の発動：日本帝国の緊急事態法 = 例外的な法（1923～）。

\* 「帰化人」をめぐる動員

・臣民としての「帰化人」：軍務などへの動員。

\* 「帰化人」をめぐる監視・排除・テロル

・例外としての「帰化人」：治安の攪乱要因というまなざし。  
・公教育の場からの「英語」排除（1930前後）。  
・日々の生活現場における「英語」使用への監視。  
・「英語」使用の全面禁止措置（1940）。  
・「帰化人」の戸籍名を「日本語」式に改姓改名させる措置（1941）。

#### 5 上書きされる<植民地経験> 強制疎開以降

\* 1944年、軍命により、小笠原諸島の住民約7000名（「帰化人」を含む）順次「内地」へ強制疎開

・「内地」における「帰化人」。  
・日本帝国軍内部における「帰化人」。

\* 1945年、小笠原諸島・沖縄諸島など、アメリカ合衆国軍の管理下に。

\* 1946年、GHQとアメリカ合衆国は、旧「帰化人」とその親族のみに帰島を許可。

・126名が帰島に応じて父島に帰還。  
・その他の「内地」出身者（の子孫）たちは帰島を許可されず。  
アメリカ合衆国が、日本帝国統治下の小笠原諸島で「帰化人」が受けていた人種主義的な扱いを利用し、「外国」出身者（の子孫）と「内地」出身者（の子孫）を分断。

\* 1952年、サンフランシスコ講和条約が発効。

・「潜在主権」をめぐる条文（第3条）：アメリカ合衆国の沖縄諸島や小笠原諸島に対する施政権に日本国が自主的に「同意する」という例外的条項。

・アメリカ合衆国による排他的な統治、住民の分断を既成事実化。

\* 帰島者に対する保護と管理

- ・アメリカ合衆国海軍による衣食住・雇用・収入の保障。
- ・「内地」へ(と)の移動・通信の制限 父島の秘密基地化。

\* 自律的な実践の開拓

- ・カヌーによる漁労の再開 従来から培ってきた労働の技法。
- ・アメリカ合衆国の管轄下にあったミクロネシアの島々、ハワイ諸島、アメリカ合衆国「本土」などへの移動：進学・就職の機会を利用した移動や<越境>。

\* 1968年、小笠原諸島の施政権が日本国に「返還」。

- ・「内地」出身者(の子孫)に帰島許可 「旧島民」という命名。

\* 旧「帰化人」の掌握 「在来島民」と命名。

- ・「在来島民」に対する日本国籍かアメリカ合衆国籍の選択権(2年間の時限付)。
- ・小笠原諸島にとどまった「在来島民」への雇用保障：国家公務員、地方公務員、もしくは公共部門の企業の従業員。
- ・公教育・業務・行政サービスはすべて日本語 米軍統治下で育った世代にさまざまな物理的・精神的負担。

\* 世界各地で生き抜く人びと。

## 6 おわりに